

●のついている種目は介護保険適用優先のため、対象者は介護保険制度を利用するものとします

日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
介護・ 訓練 支援 用具	●特殊寝台	(対象:概ね18歳以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	●特殊マット	(対象:18歳以上) ・下肢障がい1級 ・体幹機能障がい1級 上記のいずれかであって、常時介護を要する者 ・知的障がいの程度が重度又は最重度	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
		(対象:原則として3歳以上18歳未満) ・知的障がいの程度が重度又は最重度 ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上			
	●特殊尿器	(対象:原則として学齢児以上) ・下肢障がい1級 ・体幹機能障がい1級 上記のいずれかであって、常時介護を要する者	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	(対象:原則として3歳以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 上記のいずれかであって、入浴に介護を要する者	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	●体位変換器	(対象:原則として学齢児以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 上記のいずれかであって、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者	障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	●移動用リフト	(対象:原則として3歳以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上	介護者が重度身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000円	4年
	訓練いす	(対象:原則として3歳以上18歳未満) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上	原則として付属のテーブルを付けるものとする	33,100円	5年
	訓練用ベット	(対象:原則として学齢児以上18歳未満) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
自立生活 支援用具	●入浴補助用具	(対象:原則として3歳以上) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児) 上記のいずれかであって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るものただし、設置にあたり住宅改修を伴うものは除く	90,000円	8年
	●便器	・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上	障がい者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年
	T字状・棒状 のつえ	・平衡機能障がい者(児) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児)	つえ ①木材製 ②軽金属製	① 2,310円 ② 3,150円 いずれも ・夜光材付とした場合は 410円増 (全面夜光材とした場合は 1,200円増) ・外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は 260円増	3年
	●移動・移乗 支援用具	・平衡機能障がい者(児) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児)	転倒予防、立ち上がり動作、移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり、スロープ等)ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	60,000円	8年
	頭部保護帽	・平衡機能障がい者(児) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児) ・てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障がい者(児) ・てんかん発作等により頻繁に転倒する精神障がい者(児)	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの Aスポンジ、革を主材料に製作 Bスポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	オーダーメイドの場合は価格欄の額の100%、 レディメイドは、 価格欄の額の80%の範囲内 A15,656円 B37,852円	3年
	特殊便器	上肢障がい2級以上	温水温風を出し得るもの ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	151,200円	8年
	火災警報器	・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 ・視覚障がい2級以上 ・聴覚障がい2級 上記のいずれかであって、必要と認められる者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知して音又は光を発し、警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
自立生活 支援用具	自動消火器	・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 ・視覚障がい2級以上 ・聴覚障がい2級 上記のいずれかであって、必要と認められる者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障がい2級以上 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長 信号機用 小型送信機	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者 屋内信号装置 (サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む)	聴覚障がい2級 (聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ※用途が異なれば、過去10年間で、合計87,400円を上限とし、複数回申請可	87,400円	10年
在宅医療等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者	障がい者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式 たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者	障がい者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障がい2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障がい2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	パルスオキシ メーター	・呼吸器機能障がい者(児) ・心臓機能障がい者(児) ・呼吸器機能障がい又は心臓機能障がいと同程度の障がいを有する者 上記のいずれかであって、在宅酸素療法又は人工呼吸器装着者	障がい者が容易に使用し得るもの	157,500円	5年

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・音声、言語機能障がい者(児) ・肢体不自由者(児) 上記のいずれかであって、発声、発語に著しい障がいを有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	・上肢障がい2級以上 ・視覚障がい2級以上	障がい者向けパソコン周辺機器、アプリケーションソフト(注1)	100,000円	6年
	上肢障がい者用電話機器	上肢障がい2級以上かつ普通型電話機の操作が困難な者	手の指以外でもダイヤル操作がしやすいもの ①制御スイッチ、②呼気スイッチに接続することでダイヤル操作が可能となるもの	①制御スイッチ式 73,300円 ②呼気スイッチ式 84,300円	6年
	点字ディスプレイ	・視覚障がい者(児) ・視覚障がいと聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)の身体障がい者(児) 上記のいずれかであって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障がい者(児)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	標準型 10,712円	7年
				携帯用 7,416円	5年
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上 (本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれている者に限る)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの 又は ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	視覚障がい者用テープレコーダー	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	23,000円	5年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年	

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
情報意思疎通支援用具	盲人用時計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
	聴覚障がい者用通信装置	・聴覚障がい者(児) ・発声、発語に著しい障がいを有する者 上記のいずれかであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	音声言語機能障がい者(児)であって、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	笛式:気管孔からの呼気で笛(ゴム弁)をふるわせ、その音を口内に導いて共鳴させ、会話する装置 電動式:電氣的に作られた振動音をのどにあてて、空気の振動として伝え会話する装置	笛式 5,150円 (気管カニューレ付とした場合は3,100円増)	4年
				電動式 72,203円 (価格には、電池又は充電器を含むものであること)	5年
	視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)(貸与)	視覚障がい者(児)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文章の作成及び音声化ができるもの	-	-
	視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	(対象:原則として学齢児以上) 視覚障がい2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	地上デジタル放送、ラジオ放送の受信、緊急地震速報等について、音声で読み上げる機能を有するもの	29,000円	6年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者(児)	点字により作成された図書	八幡市点字図書給付事業実施要綱(平成8年八幡市告示第3号)による	-
	人工内耳用電池	(対象:児) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までに人工内耳装用の聴覚障がい児	人工内耳に使用する電池	3,000円	月単位

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
排泄 管理 支援 用具	ストマ装具	・直腸機能障がい者(児) ・膀胱機能障がい者(児)	人工肛門や人工膀胱を造設した者 のためのストマ装具(消化器系及び 尿路系)	ストマ装具 (消化器系) 8,858 円 ストマ装具 (尿路系) 11,639 円	月単位
	ストマ装具 (紙おむつ等)	・脳性麻痺など脳原生運動機能障がい により、排尿もしくは排便の意思表示 が困難な者 ・3歳以上であって、①、②のいずれか に該当し、紙おむつを必要とする者 ①ストマの著しい変形もしくはストマ 周辺の著しい皮膚の糜爛のため、スト マ装具の使用が困難な者 ②先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に 起因する神経障がいによる高度の排 尿機能障がい、又は高度の排便機能 障がいのある者及び先天性鎖肛に対 する肛門形成に起因する排便機能障 がいのある者	脳原性を原疾患とする紙おむつの 新規支給については公的な判定機 関による意見聴取が必要 (特例)ストマ装具に代えて支給する もの (月額 12,000 円の範囲) ①紙おむつ ②サラシ、ガーゼ、脱脂綿 ③洗腸装具 (耐用期間6ヶ月程度)	紙おむつ 12,000 円	
	収尿器	膀胱機能障がい者(児)	男性用:採尿器と蓄尿袋で構成し、 逆流防止装置をつけるものとする ラテックス製又はゴム製 A普通型 B簡易型 女性用:A普通型(耐久性ゴム製採 尿袋を有するもの) B簡易型(ポリエチレン製採尿袋導 入ゴム管付) 簡易型は採尿袋 20 枚を 1 組とする	A 7,931 円 B 5,871 円 A 8,755 円 B 6,077 円	1年
住宅 改修 費	●居宅生活動作 補助用具	・下肢障がい 3 級以上 ・体幹機能障がい 3 級以上 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変に よる運動機能障がい(移動機能障がい に限る)3 級以上 (※ただし、特殊便器への取替えをす る場合は、上記に加え、上肢障がい2 級以上に該当する者)	障がい者の移動等を円滑にする用 具で、設置に小規模な住宅改修を 伴うもの	200,000 円	-

(注1) パーソナルコンピュータを使用する際に、視覚又は上肢の障がいを有するために必要となる周辺機器及びソフトウェア

○重度視覚障がい者(児)用

アプリケーションソフト<音声入力・画面拡大・音声読み上げ・視覚障がい者用ワープロ・文字認識等>
入出力機器<点字ディスプレイ・点字プリンタ・スキャナ等>

○重度の上肢肢体不自由者(児)用

入力補助装置<ジョイスティック・大型キーボード・上肢保持装置等>

(注2) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする

(注3) ストマ装具支給については、

○入院中の障がい者(児)も支給対象者とする(平成21年4月1日から実施)

○入所中の障がい者(児)も支給対象者とする(平成23年4月1日から実施)

(注4) 難病患者等は、医師の診断書等にて支給を判断する(平成25年4月1日から実施)